

○日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例

平成17年3月22日
条例第45号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 その他住宅等の設置（第3条）
- 第3章 その他住宅の管理（第4条—第29条）
- 第4章 駐車場の管理（第30条—第34条）
- 第5章 補則（第35条—第40条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、日田市営その他住宅及び共同施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（平22条例35・一部改正）

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） その他住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定による国の補助を受けていない住宅のうち、前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町（以下「旧町村」という。）の編入に伴い、旧町村の教育委員会が管理していた教職員住宅の所管換えにより新たに引き継ぐこととなった住宅及び旧町村がその他住宅として管理していた住宅並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が雇用促進住宅日田宿舎として管理していた住宅をいう。
- （2） 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- （3） 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

（平22条例35・一部改正）

第2章 その他住宅等の設置

（平22条例35・改称）

（設置）

第3条 市は、その他住宅及び共同施設を設置する。

2 その他住宅の名称及び位置は、別表第1のとおり、共同施設の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（平22条例35・一部改正）

第3章 その他住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うことができる。

- （1） 新聞
 - （2） テレビジョン
 - （3） 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
 - （4） 市の広報紙
 - （5） その他市長が認めるもの
- 2 前項の公募に当たっては、市長は、その他住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

（平22条例35・追加）

（公募の例外）

第5条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、特別な事由があると認められる者に

については、公募を行わずにその他住宅に入居させることができる。

(平22条例35・追加)

(入居者の資格)

第6条 その他住宅に入居することができる者は、日田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第43号)第6条の条件を具備する者でなければならない。この場合において、同条第1項第2号中「214,000円」とあるのは「268,000円」と、「158,000円」とあるのは「200,000円」と読み替えるものとする。

(平21条例36・一部改正、平22条例35・旧第4条繰下、平24条例18・平25条例24・一部改正)

(入居の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者資格のある者でその他住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちからその他住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知する。

(平22条例35・旧第5条繰下・一部改正)

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべきその他住宅の戸数を超える場合においては、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ、抽選その他公正な方法により入居者を選考する。

(平22条例35・追加)

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づき入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が次条第7項の規定の日までに入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(平22条例35・追加)

(住宅入居の手続)

第10条 その他住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の資力を有する者で、市長が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第17条の規定により敷金を納付すること。

2 前項第1号の請書の内容に変更のあったときは、速やかに再提出しなければならない。

3 その他住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を第1項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を免除することができる。

5 市長は、その他住宅の入居決定者が第1項又は第3項に規定する期間内に第1項各号に定める手続をしないときは、その他住宅の入居の決定を取り消すことができる。

6 市長は、その他住宅の入居決定者が第1項又は第3項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかにその他住宅の入居可能日を通知しなければならない。

7 その他住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

8 連帯保証人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例35・旧第6条繰下・一部改正)

(同居の承認)

第11条 その他住宅の入居者は、当該その他住宅への入居の際に同居した親族以外の親

族を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平21条例36・一部改正、平22条例35・旧第7条繰下)

(入居の承継)

第12条 その他住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該その他住宅に居住を希望するときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平21条例36・一部改正、平22条例35・旧第8条繰下)

(家賃の決定及び変更)

第13条 その他住宅の毎月の家賃は、規則で定める。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い必要があるとき。
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅の家賃との均衡上必要があるとき。
- (3) その他住宅について改良を施したとき。

(平22条例35・旧第9条繰下・一部改正)

(収入の申告等)

第14条 入居者は、市長に対し、毎年7月末日までに「収入」を申告しなければならない。

- 2 前項の規定による「収入」の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による「収入」の申告に基づき、毎年9月末日までに「収入」の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

- 4 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べるができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平22条例35・旧第10条繰下・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、災害その他特別の事情がある場合においては、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(平22条例35・旧第11条繰下・一部改正)

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第6項の入居可能日からその他住宅を明け渡した日(第27条第1項の規定による明渡し of 請求のあったときは明渡し of 請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

- 3 入居者が新たにその他住宅に入居した場合又はその他住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

- 4 入居者が第26条に規定する手続を経ないでその他住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(平22条例35・旧第12条繰下・一部改正)

(敷金)

第17条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額を敷金として徴収することができる。

- 2 市長は、第15条の規定による特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、規則で定めるところにより、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、

未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付するものとし、従前の入居者で敷金を徴収していない入居者についてはこの限りでない。

4 前項の規定により敷金を還付する場合においては、これに利子を付さない。

(平22条例35・旧第13条繰下・一部改正)

(修繕費用の負担)

第18条 その他住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定するもの以外のその他住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、入居者の負担とする。

(平22条例35・旧第14条繰下・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用に要する費用

(平22条例35・旧第15条繰下・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第20条 入居者は、その他住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由によって当該その他住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、市長の選択に従い、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(平22条例35・旧第16条繰下・一部改正)

(迷惑行為の禁止)

第21条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(平22条例35・旧第17条繰下・一部改正)

(住宅を使用しないときの届出)

第22条 入居者がその他住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(平22条例35・旧第18条繰下・一部改正)

(住宅の貸与等の禁止)

第23条 入居者は、その他住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(平22条例35・旧第19条繰下・一部改正)

(住宅の用途変更の禁止)

第24条 入居者は、その他住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該その他住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(平22条例35・旧第20条繰下・一部改正)

(住宅の模様替え等の禁止)

第25条 入居者は、その他住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該その他住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずにその他住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平22条例35・旧第21条繰下・一部改正)

(住宅の検査及び原状回復)

第26条 入居者は、当該その他住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が前条の規定によりその他住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の時までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平22条例35・旧第22条繰下・一部改正)

(住宅の明渡請求)

第27条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該その他住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3か月以上滞納したとき。

(3) 当該その他住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上その他住宅を使用しないとき。

(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

(6) 第11条第1項、第12条第1項及び第20条から第25条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定によりその他住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該その他住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該その他住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該その他住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(平21条例36・一部改正、平22条例35・旧第23条繰下・一部改正)

(収入超過者に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条の規定により読み替えられた日田市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者がその他住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 入居者は、前項の規定による認定に対し、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平22条例35・旧第24条繰下・一部改正、平24条例18・平25条例24・一部改正)

(割増賃料)

第29条 収入超過者は、市長の定めるところにより、収入超過者と認定された日(入居者の責めに帰すべき事由により割増賃料の徴収を免れたときは、入居の日から3年を経過した日以後において市長が収入基準超過があったと認定した日。ただし、当該認定を行った日から3年を超えてさかのぼることはできない。)の翌日から収入基準超過がなくなった旨の決定の日の前日まで又は退去の日まで、割増賃料を支払わなければならない。

2 前項の割増賃料の額は、規則で定める。

(平22条例35・旧第25条繰下)

第4章 駐車場の管理

(平22条例35・追加)

(使用者の資格)

第30条 共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用すること

ができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) その他住宅の入居者又は同居者（以下「入居者又は同居者」という。）であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第32条第1項の駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第27条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

（平22条例35・追加）

（使用の申込み及び決定）

第31条 前条に規定する使用者の資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者（以下「駐車場使用者」という。）を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、公正な方法で選考して、駐車場使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、駐車場の使用が特に必要であると認めるときは、市長は、優先的に駐車場使用者として決定することができる。
- 4 市長は、前2項の規定により駐車場使用者を決定したときは、その旨及び駐車場の使用開始可能日を当該駐車場使用者として決定した者に対し通知するものとする。

（平22条例35・追加）

（駐車場使用料）

第32条 駐車場使用者は、毎月、駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を支払わなければならない。

- 2 前項の駐車場使用料の額は、近隣の駐車場（民間賃貸住宅及び市営住宅（日田市営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）の駐車場をいう。以下この項において同じ。）の使用料を勘案して規則で定める。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場使用料を変更することができる。
 - (1) 物価の変動に伴い必要があるとき。
 - (2) 近隣の駐車場の使用料との均衡上必要があるとき。
 - (3) 駐車場について改良を施したとき。

- 3 市長は、駐車場使用者に規則で定める特別の事情があると認めるときは、当該駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（平22条例35・追加、平25条例24・一部改正）

（駐車場の明渡請求）

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 駐車場使用者が不正の行為によって使用の決定を受けたとき。
 - (2) 駐車場使用者が駐車場使用料を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
 - (4) 駐車場使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 駐車場使用者が第30条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (6) 前各号に該当する場合のほか、駐車場の管理上必要があるとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。
 - 3 市長は、第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、当該駐車場使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

（平22条例35・追加）

(準用)

第34条 駐車場の使用については、第30条から前条までに定めるもののほか、第16条、第22条、第23条、第24条本文、第25条第1項本文及び第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、「その他住宅」とあるのは「駐車場」と、第22条から第26条までの見出し中「住宅」とあるのは「駐車場」と、第16条(見出しを含む。)中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、同条第1項中「第10条第6項の入居可能日」とあるのは「第31条第4項の駐車場の使用開始可能日」と、「第27条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、第16条第3項中「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「第26条」とあるのは「第26条第1項」と、第23条中「その入居」とあるのは「その使用」と、第24条本文中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

(平22条例35・追加)

第5章 補則

(平22条例35・旧第4章繰下)

(その他住宅管理人)

第35条 市長は、その他住宅管理人を置くことができる。

2 その他住宅管理人は、市長の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡その他の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、その他住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例35・旧第26条繰下)

(立入検査)

第36条 市長は、その他住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者にその他住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用しているその他住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該その他住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平22条例35・旧第27条繰下)

(敷地の目的外使用)

第37条 市長は、その他住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則で定めるところにより、その使用を許可することができる。

(平22条例35・追加)

(他の条例の準用)

第38条 この条例に定めるもののほか、その他住宅の管理については、日田市営住宅の設置及び管理に関する条例を準用する。

(平22条例35・旧第28条繰下・一部改正)

(過料)

第39条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平22条例35・旧第29条繰下)

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平22条例35・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。
(編入に伴う経過措置)
- 2 前津江村、中津江村、大山町及び天瀬町（以下「旧町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、公営住宅法に基づかない前津江村村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成16年前津江村条例第16号）、中津江村その他住宅設置及び管理に関する条例（平成9年中津江村条例第20号）若しくは天瀬町学校住宅使用料条例（昭和37年天瀬町条例第21号）（以下「旧町村条例」という。）の規定又はその他旧町村の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、旧町村条例の例による。
附 則（平成19年3月23日条例第17号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成19年12月25日条例第57号）
この条例は、平成20年1月1日から施行する。
附 則（平成21年6月29日条例第36号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成21年9月28日条例第39号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成22年6月25日条例第35号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(既存入居者に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人雇用・能力開発機構との間で雇用促進住宅貸与契約（「覚書」を含む。）又は雇用促進住宅定期貸与契約を締結し、雇用促進住宅日田宿舎に現に入居している者（以下「既存入居者」という。）については、施行日以後においては、この条例による改正後の日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項及び第6条第1項（第4号及び第5号を除く。）の規定にかかわらず、引き続きその他住宅の入居及び駐車場の使用の契約をすることができる。この場合において、その者については、新条例第14条第1項、第28条第1項及び第29条第1項の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定の適用を受ける既存入居者に対する新条例第17条の規定の適用については、同条第1項中「入居時における3か月分の家賃に相当する金額」とあるのは、「当該入居者が日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第35号）の施行の日の前日において独立行政法人雇用・能力開発機構との間で締結する雇用促進住宅貸与契約書（「覚書」を含む。）又は雇用促進住宅定期貸与契約書に定める敷金に相当する金額」とする。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、既存入居者が日田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第43号）第6条第1項及び第2項に規定する入居者の資格の条件を具備する者にあつては、新条例の規定を適用せず、施行日から3年を経過する日までの間に限り、その他住宅以外の住宅（同条例第2条第1号に規定する市営住宅に限る。）への入居を希望する旨を市長に申し出ることができる。
附 則（平成24年3月22日条例第18号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第1号アの規定は、この条例の施行の日前に56歳以上である者のその他住宅の入居者資格については、なお従前の例による。
附 則（平成25年3月26日条例第24号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平19条例17・平19条例57・平21条例39・一部改正、平22条例35・旧別表・一部改正）

名称	位置
赤石本村住宅	日田市前津江町赤石111番地12
大野本村住宅	日田市前津江町大野2210番地1
曾家住宅	日田市前津江町赤石3121番地2
鯛生住宅	日田市中津江村合瀬3595番地3
引野住宅	日田市中津江村栃野479番地4
大山住宅	日田市大山町西大山3494番地
桜竹住宅	日田市天瀬町桜竹247番地1 日田市天瀬町桜竹247番地2
東溪住宅	日田市天瀬町馬原2276番地
刃連町住宅1号	日田市大字竹田（刃連町）355番地2
刃連町住宅2号	日田市大字竹田（刃連町）355番地2

別表第2（第3条関係）

（平22条例35・追加）

名称	位置
刃連町住宅集会所	日田市大字竹田（刃連町）355番地2
刃連町住宅駐車場	日田市大字日高（刃連町）26番地1 日田市大字竹田（刃連町）355番地2

○日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平25規則29)

(入居の申込み及び決定)

第3条 条例第7条第1項の規定によりその他住宅の入居の申込みをしようとする者は、その他住宅入居申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。

2 前項の申込みの時期は、定期（7月）及び随時とする。

3 前項に規定する随時の取扱いについては、市長が別定める。

4 条例第7条第2項の規定による通知は、その他住宅入居決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(平22規則57・平24規則29・一部改正)

(請書)

第4条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、請書（様式第3号）によるものとする。

(平22規則57・一部改正)

(連帯保証人)

第5条 条例第10条第1項第1号の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者で入居者と同等以上の資力又は収入のあるものでなければならない。

2 連帯保証人は、入居者が条例及びこの規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者とともにその義務を履行しなければならない。

(平22規則57・一部改正)

(連帯保証人変更届)

第6条 入居の許可を受けた者が、請書の提出をした後、連帯保証人の死亡又は辞任の申出等により、当該連帯保証人を変更しようとするときは、事由発生の日から10日以内に新たに連帯保証人となる者を定め、連帯保証人変更届（様式第4号）に請書を添えて、市長に届け出なければならない。

(平22規則57・一部改正)

(連帯保証人の連署の免除)

第7条 条例第10条第4項の規定により連帯保証人の連署の免除をする場合の基準は、条例第13条に規定する家賃及び条例第17条第1項に規定する敷金の支払能力があると認められる者で、連帯保証人の連署が特に困難な場合とする。

2 前項に規定する連帯保証人の連署の免除を受けようとする者は、入居指定日の3日前までに、連帯保証人連署免除申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を認めた場合は、連帯保証人連署免除通知書（様式第6号）を交付する。

(平22規則57・一部改正)

(同居の承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第11条に規定する同居の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第6条の規定により読み替えられた日田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第43号）第6条第1項第2号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が条例第27条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の

規定にかかわらず、同居の承認をすることができる。

(平22規則57・平25規則29・一部改正)

(同居の申請)

第9条 条例第11条の規定により市長の承認を得ようとする者は、その他住宅同居申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その他住宅同居承認書(様式第8号)を交付する。

(平22規則57・一部改正)

(名義変更)

第10条 同居している親族は、入居の許可を受けた者が生計の中心でなくなったときは、速やかにその他住宅入居者名義変更届(様式第9号)に請書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平22規則57・一部改正)

(入居の承継)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第12条に規定する承認をしてはならない。

(1) 当該承認を得ようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を得ようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)

(2) 当該承認を得ようとする者に係る当該承認の後における収入が397,000円を超える場合

(3) 当該入居者が条例第27条第1項各号のいずれかに該当する者であった場合

(平22規則57・一部改正)

(承継の申請)

第12条 条例第12条の規定により承認を得ようとする者は、その他住宅入居承継申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その他住宅入居承継承認書(様式第11号)を当該申請者に交付する。

3 入居の承認を受けた入居者は、請書を前項に規定するその他住宅入居承継承認書の受領後10日以内に市長に提出しなければならない。

(平22規則57・一部改正)

(家賃)

第13条 条例第13条の家賃は、別表第1のとおりとする。

(平22規則57・一部改正)

(収入の申告等)

第14条 条例第14条第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第12号)により行う。

2 条例第14条第3項の規定による通知は、収入認定通知書(様式第13号)により行う。

3 条例第14条第4項の規定により入居者が意見を述べる場合は、収入認定に対する意見申告書(様式第14号)により行う。

4 市長は、前項の規定により意見申告がなされたときは、審査結果を通知する。

(平22規則57・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予の申請及び決定通知)

第15条 条例第15条に規定する家賃の減免又は徴収の猶予は、次の各号に掲げる場合において入居者の申請により実情を調査し、行うことができる。

(1) 入居者(条例第6条第1項第1号に規定する親族を含む。以下この条及び第18条において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者が疾病にかかり、長期にわたり療養を要するとき。

(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の住宅扶助を受けているとき。
- (5) 年度途中の収入変動に対応するため必要であり、かつ、収入の再認定を行わないとき。
- (6) 制度移行に伴って必要と認められるとき。
- (7) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定により、家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その他住宅家賃減免・徴収猶予申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請について家賃の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、その他住宅家賃減免・徴収猶予決定書（様式第16号）を交付する。

（平22規則57・一部改正）

（家賃の減免又は徴収猶予の基準）

第16条 家賃の減免は、生活保護法第8条の規定による保護基準により測定した入居者の需要を基礎とし、市長が決定する。

2 家賃の徴収の猶予は、前条第1項各号に掲げる特別の事情が3か月以内に消滅すると認められる場合とする。

（減免の取消し）

第17条 市長は、減免の決定をした後、減免の事由が消滅したと認められる場合は、直ちにその決定を取り消し、入居者にその他住宅家賃減免取消書（様式第17号）により通知しなければならない。

（平22規則57・一部改正）

（敷金の減免又は徴収猶予の申請及び決定通知）

第18条 条例第17条第2項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予は、次の各号に掲げる場合において入居者の申請により実情を調査して当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が疾病にかかり、長期にわたり療養を要するとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 生活保護法第14条の住宅扶助を受けているとき。
- (5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

2 前項の規定により、敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その他住宅敷金減免・徴収猶予申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請について敷金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、その他住宅敷金減免・徴収猶予決定書（様式第19号）を交付する。

（平22規則57・一部改正）

（敷金の減免又は徴収猶予の基準）

第19条 敷金の減免及び徴収猶予の基準は、それぞれ第16条第1項及び第2項の規定を準用する。

（住宅を使用しないときの届出）

第20条 条例第22条に規定する届出は、当該住宅を使用しなくなる5日前までにその他住宅一時不使用届（様式第20号）により行わなければならない。

（平22規則57・一部改正）

（住宅の用途併用の申請）

第21条 条例第24条ただし書の規定により、用途の併用の承認を得ようとする者は、その他住宅用途併用申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について用途の併用の承認をしたときは、その他住宅用途併用承認書（様式第22号）を交付する。

（平22規則57・一部改正）

（住宅の増築等の申請）

第22条 条例第25条第1項ただし書の規定により、住宅の模様替え又は増築等の承認を得ようとする者は、その他住宅増築模様替等申請書（様式第23号）に設計図書及び仕様

書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について当該住宅の模様替え又は増築等の承認をしたときは、その他住宅増築模様替等承認書（様式第24号）を交付する。
- 3 申請者は、当該模様替え又は増築等が完了したときは、直ちに市長の検査を受けなければならない。
- 4 市長は、検査の結果、当該模様替え又は増築等が不適当と認めたときは、改修又は撤去を命ずる。

（平22規則57・一部改正）

（住宅の増築等の承認基準）

第23条 前条の承認の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）増築が物置又は風呂場の場合は、床面積の合計が6.6平方メートル以内とし、その位置及び環境が住宅の維持に支障がない場合に限る。
- （2）増築が居室の場合は、床面積の合計が7.5平方メートル以内とし、その位置及び環境が住宅の維持に支障がない場合に限る。

（平22規則57・一部改正）

（不正行為等による住宅の明渡請求）

第24条 条例第27条第1項の規定によるその他住宅の明渡請求は、その他住宅明渡請求書（様式第25号）により行う。

（平22規則57・追加）

第25条 削除

（平24規則29）

（収入超過者に対する通知等）

第26条 条例第28条第1項の規定による通知は、収入超過者認定通知書（様式第26号）により行う。

- 2 条例第28条第2項の規定により入居者が意見を述べる場合は、収入超過者認定に対する意見申告書（様式第27号）により行う。
- 3 市長は、前項の規定により意見申告がなされたときは、審査結果を通知する。

（平22規則57・旧第25条繰下・一部改正）

（割増賃料）

第27条 条例第29条第2項の規定による割増賃料の額は、当該その他住宅の家賃に次の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める倍率を乗じて得た額とする。

入居者の収入		倍率
条例第28条第1項において条例第6条の規定により読み替えられた日田市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項第2号の金額（基準額）	基準超過額	
268,000円	268,000円を超える場合	0.4
200,000円	200,000円を超え242,000円以下の場合	0.2
	242,000円を超える場合	0.4

（平22規則57・旧第26条繰下・一部改正、平25規則29・一部改正）

（駐車場使用が可能な自動車）

第28条 条例第30条に規定する駐車場に駐車することのできる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪車を除く。）のうち、長さ5メートル以下、幅2メートル以下のものをいう。

（平22規則57・追加）

（駐車場の使用の申込み及び決定）

第29条 条例第31条第1項の規定による駐車場の使用の申込みは、その他住宅駐車場使

用申込書（様式第28号）により行わなければならない。

2 前項の使用の申込みは、1世帯につき1区画に限るものとする。ただし、空き区画が生じた場合は、この限りでない。

3 条例第31条第4項の規定による駐車場使用者の決定の通知は、その他住宅駐車場使用決定書（様式第29号）によるものとする。

（平22規則57・追加）

（駐車場使用料）

第30条 条例第32条第2項の駐車場使用料は、別表第2のとおりとする。

（平22規則57・追加）

（駐車場使用料の減免又は徴収猶予の基準）

第31条 条例第32条第3項の規則で定める特別の事情は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、駐車場使用者が居住するその他住宅の家賃及び駐車場使用料の滞納がないときとする。

（1） 駐車場使用者（条例第28条第1項の規定により収入超過者として認定された者及びその同居者である者を除く。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第7号の自動車税又は同法第5条第2項第3号の軽自動車税の減免を受けている場合（当該自動車税又は軽自動車税の減免が駐車場使用者又はその同居者の身体障害等を理由とする場合に限る。）

（2） 第15条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 駐車場使用料の減免は、生活保護法第8条の規定による保護基準により測定した入居者の需要を基礎とし、市長が決定する。

3 駐車場使用料の徴収の猶予は、第1項第2号に掲げる特別の事情が3か月以内に消滅すると認められる場合とする。

（平22規則57・追加）

（駐車場使用料の減免又は徴収猶予）

第32条 条例第32条第3項の規定により駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、その他住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書（様式第30号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を決定したときは、その他住宅駐車場使用料減免・徴収猶予決定書（様式第31号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（平22規則57・追加）

（自動車変更の届出）

第33条 駐車場使用者は、駐車場に駐車する自動車に変更があつたときは、速やかに、その他住宅駐車場自動車変更届（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

（平22規則57・追加）

（駐車場の明渡届）

第34条 条例第34条において読み替えて適用する条例第26条第1項の規定による駐車場の明渡しの届出は、その他住宅駐車場明渡届（様式第33号）により行わなければならない。

（平22規則57・追加）

（駐車場の明渡請求）

第35条 条例第33条第1項の規定による駐車場の明渡請求は、その他住宅駐車場明渡請求書（様式第34号）によるものとする。

（平22規則57・追加）

（その他住宅管理人）

第36条 条例第35条第1項のその他住宅管理人は、その他住宅の管理に関する次に掲げる事務をつかさどり、その他住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者を指導しなければならない。

（1） その他住宅及びその附属設備の維持管理に関すること。

- (2) 入居者のその他住宅の使用状況に関すること。
- (3) 区域内の清掃保持及び火災予防に関すること。
- (4) 文書等の配布及び取りまとめ並びに連絡に関すること。
- (5) 指示事項の周知に関すること。
- (6) その他市長の指示すること。

(平22規則57・旧第28条繰下・一部改正)

(住宅入居者台帳)

第37条 土木建築部建築住宅課長は、住宅入居者台帳（様式第35号）を作成して、次に掲げる事項を記載し、住宅管理状況を明らかにしなければならない。

- (1) 現在の住所及び住宅団地番号
- (2) 入居年月日及び退去年月日
- (3) 家族構成に関すること。
- (4) 連帯保証人に関すること。

(平22規則27・一部改正、平22規則57・旧第29条繰下・一部改正)

(敷地の目的外使用)

第38条 条例第37条の規定により、その他住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部をその用途又は目的外に使用しようとする者は、その他住宅等敷地の目的外使用許可申請書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可又は不許可の決定を行ったときは、その他住宅等敷地の目的外使用許可・不許可書（様式第37号）を交付する。

(平22規則57・追加)

(他の規則の準用)

第39条 この規則に定めるもののほか、その他住宅の管理については、日田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年規則第40号）を準用する。

(平22規則57・追加)

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則57・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日までに限り、第29条中「土木建築部」とあるのは、「建設部」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年3月23日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第68号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月28日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第27号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第57号）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(家賃の特例)

2 この規則の施行の際現に日田市その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第35号）附則第2項の規定により引き続いてその他住宅の入居の契約を行う既存入居者の家賃の額は、その者に係るこの規則による改正後の日田市その他住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定による家賃の額（以下

「新家賃」という。)が施行日の前日において独立行政法人雇用・能力開発機構との間で締結する雇用促進住宅貸与契約書(「覚書」を含む。)又は雇用促進住宅定期貸与契約書に定める家賃の額(以下「旧家賃」という。)を超えることとなる場合にあっては、同条の規定にかかわらず、新家賃から旧家賃を減じて得た額に次の表の左欄各項に定める施行日からの入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じて得た額を減額するものとする。ただし、100円未満の端数を生じたとき又は100円未満のときは、これらを切り上げる。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

附 則(平成24年3月30日規則第29号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

(平19規則12・平19規則68・平21規則65・一部改正、平22規則57・旧別表・一部改正)

住宅名	建設年度	構造	戸数	家賃月額(円)
赤石本村住宅	昭和54	木造平屋建	1	5,000
大野本村住宅	昭和62	耐火2階建	10	102、103、105、202、203、205 17,000
				101、106、201、206 20,000
曾家住宅	平成5	木造平屋建	1	3,000
鯛生住宅	昭和63	木造平屋建	1	5,000
引野住宅	昭和49	木造平屋建	2	2,800
大山住宅	昭和43	木造平屋建	1	10,000
桜竹住宅	昭和50	木造平屋建	2	15,500
東溪住宅(1号、2号)	昭和50	木造平屋建	2	15,500
東溪住宅(3号、4号)	昭和53	木造平屋建	2	15,500
刃連町住宅1号	昭和57	耐火5階建	40	1階から3階まで 35,000
				4階及び5階 31,500
刃連町住宅2号	昭和57	耐火5階建	40	1階から3階まで 35,000
				4階及び5階 31,500

別表第2(第30条関係)

(平22規則57・追加)

名称	1区画の駐車場月額(円)
刃連町住宅駐車場	2,000

【他の規定を準用している場合の準用先の根拠規定】

○日田市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

平成9年9月26日
条例第43号

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者（当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「常時の介護を必要とする高齢者等」という。）を除く。）については、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (2) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。
 - ア 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円
 - (ア) 前号イに該当する者（精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級に該当する程度である者及び知的障害の程度が当該精神障害の程度に相当する程度である者を除く。）
 - (イ) 前号ウ、エ、カ又はキに該当する者
 - イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円
 - ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円
 - エ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
 - オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 市税等の滞納のないこと及び過去において市営住宅に入居し、明渡請求を受けていないこと。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 市長は、入居の申込みをした者が常時の介護を必要とする高齢者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 市長は、入居の申込みをした者が常時の介護を必要とする高齢者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該関係市区町村長に意見を求めることができる。
- 4 第1項第1号ただし書に規定する者の入居の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの住宅に入居させることができる。
（平21条例36・平24条例18・平25条例24・平25条例62・平26条例39・平27条例56・一部改正）

（同居の承認）

- 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。
（平21条例36・一部改正）

○公営住宅法施行規則（抜粋）

（昭和二十六年七月二十一日）

（建設省令第十九号）

（法第二十七条第五項の規定による承認）

第十条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第二十七条第五項の規定による承認をしてはならない。

- 一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が令第六条第一項に規定する金額を超える場合
 - 二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合
- 2 事業主体は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、法第二十七条第五項の規定による承認をすることができる。
- （平八建令一二・追加、平一二建令三三・平二三国交令一〇三・一部改正）